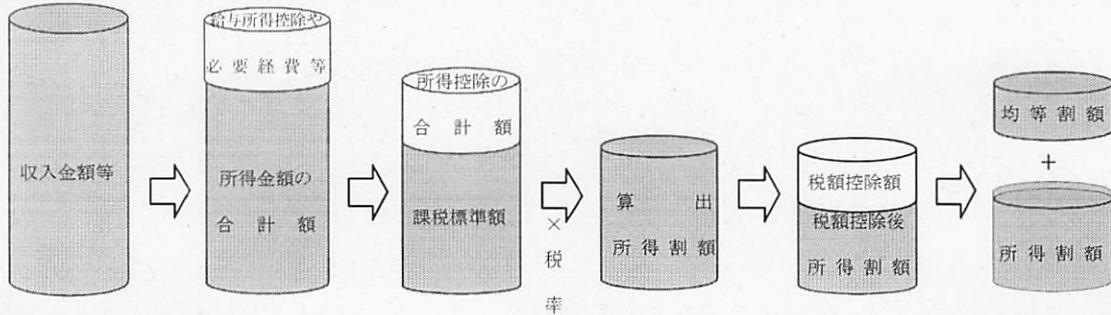


65歳以上の方で公的年金とそれ以外の所得のある方へ

○市県民税の計算のしかた

市県民税は前年の収入から所得を算出し、所得控除を差し引きます。
次に、残った課税標準額に税率を掛けて所得割を出し、さらに均等割を加えて計算します。

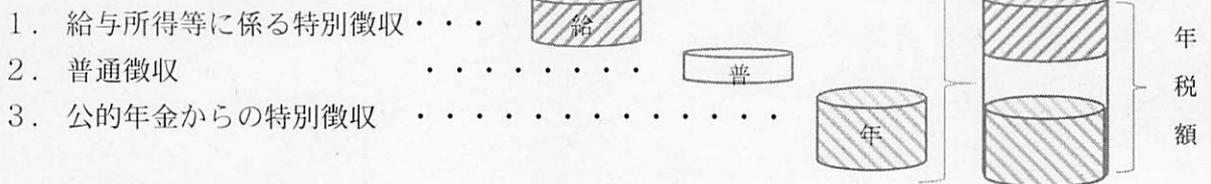


令和3年度より市県民税を計算する上で、所得控除等を適用する税額計算順序が変更になりました。

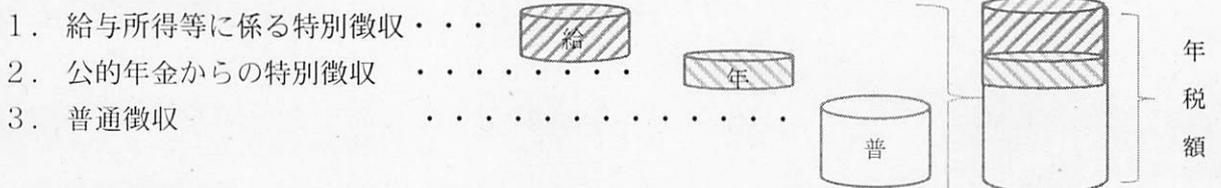
年税額の総額に変更はありませんが、徴収区分ごとの税額の割合が変更となる場合があります。(※公的年金所得のみの方は昨年度と変更ありません)

■税額計算順序

○令和2年度まで



○令和3年度から



計算順序の変更により公的年金からの特別徴収が減少し、普通徴収分が増加します。
また、公的年金からの特別徴収が無くなり、普通徴収分として納付していただく場合があります。これは、公的年金所得のみで税額計算をした場合に非課税要件を満たす場合です。

